

包括的民間委託の 導入時における検討事項

包括的民間委託の導入検討のフェーズ

起案からプロジェクト承認までのフェーズ

- プロジェクトチームの立ち上げ
- 事業目的の明確化
- 業務内容の概要整理
- 内部説明および予算の確保

プロジェクト承認から発注までのフェーズ

- 委託内容等の決定
- 入札・契約方式の選定等
- 具体的なスケジュール設定
- 維持管理の質の向上を目指した仕組みづくり
- 発注のための仕組みづくり

起案からプロジェクト承認までのフェーズ

プロジェクトチームの立ち上げ

業務内容の整理、業務の実施プロジェクト承認、予算確保、発注までの準備作業、事業者選定等プロジェクト承認から契約行為までのプロセスが多岐にわたるため、プロジェクトチームの立ち上げを行い、プロジェクトを円滑に進めることが望ましい。

事業目的・効果の明確化

プロジェクトを実施するための目的・効果について整理する必要がある。

- 今後、施設の老朽化により、下水管路施設の起因する道路陥没事故が増加する恐れが高まりつつある。
- 安全確保のための急激な費用の増加防止に伴う確実な予算確保のためには事業費の平準化は必須。
- 速やかに事後対応型の維持管理から予防保全型維持管理へと転換を図る必要がある。
- 予防保全型の維持管理を効率的に行うためには、計画的な維持管理業務を主として複数業務をパッケージ化することで、事務処理の軽減、不具合発見に併せた迅速かつ適切な対応、維持管理情報の一元管理等の効果が期待できる。
- 維持管理の主体者としての委託業者の意識の向上に伴う維持管理の質の向上
- 複数年度の契約に伴う委託業者の資器材の充実化に伴う維持管理の質の向上
- (処理場との一体的な管理による不明水の削減とそれに伴う、処理機能の向上やコスト縮減など)

業務内容の概要整理

内部説明を行うための業務概要、委託範囲、委託期間等の概要について整理が必要。

内部説明および予算の確保

維持管理方法の転換に伴う予算増加に対しては、上記プロセスを通じた予算の確保が必要。

委託内容等の決定

具体的な委託範囲等の決定

具体的な委託の範囲、委託期間等を検討し決定する。

- ①維持管理業務(巡視点検、調査、清掃、修繕など)の選定
- ②ユーティリティ(薬品、光熱水費、燃料費等)の管理手法
- ③その他、設備の保守点検や施設の清掃など
※必要に応じて委託事業や委託施設の検討も行う。
- ④委託エリア(全域を対象としない場合は、段階的な導入を含めた方針検討)
- ⑤委託期間

民間に移行する事務の範囲

包括的民間委託の導入後に民間に移行する事務と自治体が引き続き行う事務を決めておく必要がある。

- これに伴い、管理事務所の設置や常駐の必要性等も併せて検討を行う。
- ①事務所や施設の使用に関するユーティリティ(光熱費等)の支払い事務
 - ②消耗品等の資材の調達および支払い事務
 - ③窓口業務(問合せ、施工通知、台帳閲覧サービス)
 - ④移設工事の立会
 - ⑤排水設備に係る事務
 - ⑥夜間や非常時の対応(受付)
 - ⑦その他、設備の保守点検や施設清掃等の契約および支払い事務など

入札・契約方式の選定等

入札・契約方式の選定

- 総合評価方式が望ましいが、自治体によっては仕組み作りから行う場合があるため、発注までのスケジュールについて留意する必要がある。
- 総合評価方式の場合、有識者等による委員会の設置が必要なため、有識者選定と総合評価委員会の運営も必要である。
- 複数年契約の実施例がない場合にも内部調整等で時間を要する場合がある。

地元業者の参入

維持管理業務については、非常時等の機動性の面から、地元業者の活用が望ましい。

具体的なスケジュール設定

事業者選定までのスケジュールは、採用する入札・契約方式を踏まえた管理が必要。

- ① 入札参加資格の調整
- ② 有識者の選定
- ③ 総合評価委員会等の運営

維持管理の質の向上を目指した仕組みづくり

- 委託業者のインセンティブを促がす仕組み作りが必要。
- 実施の見極めは、委託業者の報告を受けて発注者が判断するが、年間の予算を考慮したマネジメントを行う必要がある。
- 業務内容の履行確認については、発注者側の技術力の向上と継承が課題。

発注のための仕組みづくり

- 業務内容が多岐にわたるため、発注資料作成時に留意が必要であり、契約行為については法務等の専門家に助言を求めることが望ましい。
- 発注者のニーズに合わせた、事業者選定方式が望ましい。

その他、導入後の課題事例

履行確認について

包括的民間委託の導入に伴い、下記のような課題も挙げられている。

- 履行確認のための書類など一部の書類は、包括導入に伴い増えたものもある。
(委託業者から見た負担増)。

予算と支払について

先行事例の中には、予算内の実施を円滑に行うため、下記のような工夫例も挙げられる。

- 管口の修繕等に係る材料は発注者が提供することで、委託業者の経費が極力人件費に依存するようになっている。
- 修繕を含むため、各工事について単価を設定しているが、実際に調査を行った結果、前処理の程度によって予定額を上回る場合が生じ、発注者の希望する箇所の修繕が出来ない事態が発生したため、修繕費とは別に、管渠保全費という費目を設けて修繕の前処理等を行うこととし、修繕は極力単価通りの工事が行えるようにした。